

2019 年度 事業計画書

当協会は、協同組合が行う共済事業の健全な発展を図り、もって地域社会における農林漁業者、勤労者等の生活安定及び福祉の向上に貢献するという定款に定める目的を達成するため、以下の事業を行います。

2019 年度は特に、日本協同組合連携機構の活動への参画および課題別の情報交換会等の実施を通じた会員団体相互間の連携促進、協同組合・共済の認知度向上のためのホームページ等による情報発信にかかる取組みを強化してまいります。また、ADR 業務の体制整備等を図るため、事務所の移転を実施します。

I. 調査・研究、人材育成支援、広報に関する活動

1. 調査・研究活動

(1) 業務研究会の開催

共済事業の運営に資することを目的として、会員団体の関心が高く、共済事業に影響を与える可能性のある国内外の課題をとりあげ、会員団体の役職員を対象に研究会を開催します。

(2) 共済理論研究会の開催

共済事業にかかる基礎理論の現代化および理論水準の向上を図ることを目的として、2019・2020 年度は「協同組合に期待される地域貢献等への取組みや、少子高齢化等の影響を受ける地域・コミュニティの持続可能性にかかる共済事業の連携・貢献の可能性を探るとともに、協同組合・共済事業の情報・価値の発信にかかる現状を理解し、今日の社会における共済事業の課題と果たすべき役割を研究する。」をテーマに、研究者・実務者による共済理論研究会を開催します。

(3) 国内外の協同組織や関係する組織との連携

① 国内外の協同組織との連携

国内外の協同組織との連携を図り、協同組合活動の発展に向けた取組みを行います。国内においては日本協同組合連携機構（JCA）の活動に参画します。また、国際協同組合保険連合（ICMIF）総会およびアジア・オセアニア協会（AOA）総会への参加などを通じて、国内外の協同組合の取組みを共有し、情報発信を行います。

② 生保協会、損保協会等との情報交換

共通する課題について、生命保険協会（生保協会）、日本損害保険協会（損保協会）等と情報交換を行います。

③ 関係する研究機関との連携

関係する研究機関と情報交換等を行い、連携を図ります。

(4) 会員団体間の協力・連携の促進

課題別の情報交換会等を実施することにより、会員団体の現状・取組みにかかる情報共有を図り、会員団体相互間の協力・連携を促進します。

(5) 共済年鑑の発行

おもな共済団体の事業概況をとりまとめ、「共済年鑑」を発行します。

2. 人材育成支援活動

(1) 勉強会・研修会の開催

① 法令等に関する実務者勉強会の開催

会員団体の人材育成支援のため、法令等に関する対応力の向上を目的として、勉強会を開催します。

② 共済団体職員研修会の開催

共済団体の人材育成支援のため、実務に関する基礎的スキル（「共済基礎」「生命共済支払査定」「火災共済支払査定」「経理」「自動車共済支払査定」）の向上を目的として、研修会を開催します。

(2) 共済団体が開催する研修会への支援

共済団体が開催する研修会を支援するため、研修資料の提供および講師の紹介等を行います。

3. 広報活動

(1) ホームページ等による情報発信

協同組合・共済に関する広報と会員団体との情報連携の強化を図るため、コンテンツの充実をしていきます。

① 協同組合や共済に関する情報発信

組合員・一般消費者等に対して、協同組合や共済をわかりやすく広報するため、共済（協同組合）と保険（会社組織）の違い等を平易に解説した素材を制作し、ホームページを通じて発信します。

② 事業活動等に関する情報発信

協会の事業活動をホームページ、ニュースリリースを通じて広く社会一般に発信します。また、会員専用ページを活用して、会員団体に会員向けの取組みや協会の情報などを発信します。

(2) 日本共済協会セミナーの開催

共済・共済団体についての認知度向上を図るとともに、様々な社会問題を考えることを目的として、会員団体をはじめ、関係団体、組合員・一般消費者等に広く参加を呼びかけ、日本共済協会セミナーを開催します。

(3) ファクトブックの発行

共済・共済団体の認知度向上と理解促進を図るため、おもな共済団体の事業概況や協会・会員団体の活動内容等について掲載したファクトブック（日本語版・英語版）を発行します。

Ⅱ. 「共済と保険」誌

1. 「共済と保険」誌の発行

「共済と保険、協同組合に関する理論と実務の研究誌」として、共済や保険に関する論考や実務に関する情報等を取りあげ、会員団体をはじめとする共済団体役員への情報提供を目的として発行します。

2. 編集委員会の開催

会員団体のニーズを把握し誌面づくりに生かすことを目的として、会員団体等から選出された委員で構成する編集委員会を開催します。

Ⅲ. 共済相談所

1. 共済相談・苦情解決業務の実施

利用者等からの共済に関する相談・苦情について、公正・適切な助言を行うとともに、会員団体の対応が必要とされる場合は、会員団体と連携して迅速な対応を図ります。

2. 紛争解決支援業務の実施

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづき法務大臣の認証を取得した紛争解決機関として、中立・公正な第三者で構成する審査委員会による紛争解決支援業務を実施します。

3. 共済相談所態勢の整備

共済相談所業務を着実に遂行するため、共済相談所内勉強会をはじめ相談苦情解決業務・紛争解決支援業務にかかる顧問弁護士相談や勉強会の実施、外部専門機関講師による内部研修会の実施や外部研究会への参加等職員の専門性維持向上に努めます。

4. 会員団体への支援

会員団体における相談・苦情・紛争にかかる対応力向上、紛争化未然防止等を支援するため、会員団体を対象とした「共済相談所連絡会」を開催し、相談・苦情等の現状および対応方法等に関する情報提供を行うとともに、日常の相談苦情解決業務等を通じ把握した情報等についても適宜個別連携を図ります。

5. 利用者・外部機関に対する広報

共済相談所についての認知度向上と理解促進を図ることを目的として、ホームページに共済相談所の業務内容や利用案内を掲載するとともに、消費生活センター等へ共済相談所のリーフレットを配布します。

Ⅳ. 法制等政策課題

1. 法制度の改正動向等の把握と対応

各協同組合法、共済事業に影響のある保険業法や民法等の各種法制度および行政庁の監督指針の改正動向等を把握し、対応が必要な課題については会員団体と連携して取り組み

ます。

V. その他

1. 事務所移転の実施

ADR業務の体制整備および災害時対応資材用倉庫の設置など職場環境の改善を図るため、事務所の移転を実施します。

以 上